

# 世附地区森林整備推進協定

(名称)

第1条 この協定は、「世附地区森林整備推進協定」と称する。

(目的)

第2条 この協定は、山北町世附地区の森林・林業の再生に向け、森林の持つ多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、山北町、神奈川県西地域県政総合センター、王子木材緑化株式会社及び東京神奈川森林管理署（以下「協定者」という。）が連携、協力して地域林業の活性化に取り組むことを目的とする。

あわせて、民有林と国有林で森林共同施業団地の設定を推進し、合理的な路網の整備、効率的な森林施業の実施及び地域材の安定供給に取り組むことを目的とする。

(連携・協力事項)

第3条 協定者は、前条の目的の達成に向け、次に示す事項について情報交換・情報共有をはじめ連携・協力を努めるものとする。

- (1) 森林共同施業団地の円滑な運営
- (2) 造林、保育、伐採、低コスト・省力化、林地保全、獣害対策等に関する技術交流
- (3) 協調出荷等による地域材の安定供給
- (4) 自然災害等への対応
- (5) その他第10条に定める運営会議が必要と認める事項

(各協定者の役割)

第4条 各協定者の役割は、次に示すとおりとする。

- (1) 山北町は、民有林行政の立場において、本協定が円滑に進むよう神奈川県西地域県政総合センターとともに役割を果たし、地域林業の活性化を推進するものとする。
- (2) 神奈川県西地域県政総合センターは、本協定において森林の公益的機能に配慮した施業の推進が図られるよう、必要な情報の提供、助言等を行うものとする。
- (3) 王子木材緑化株式会社は、協定者と連携を図りながら、この協定における民有林整備の主体として第7条に定める世附地区森林整備実施計画書（以下「実施計画」という。）に基づく森林整備等の実行に努めるものとする。

(4) 東京神奈川森林管理署は、民有林との連携を図りながら、この協定における国有林整備の主体として、実施計画に基づく国有林の管理経営を行うとともに、国が有する施業技術や木材販売に関する知見等の提供に努めるものとする。

(協定対象地域の位置)

第5条 この協定の対象地域は、別添「世附地区森林整備推進協定位置図」に示す山北町世附地区の民有林735.41haと、国有林534.81haの森林1,270.22haとする。

(森林共同施業団地)

第6条 協定者は、第5条の対象地域内において、合理的な路網の整備や効率的な皆伐、間伐等の森林施業の実施に関し、民有林と国有林が一体となって取り組むことができる区域について、森林共同施業団地(以下「施業団地」という。)を設定するものとする。

(実施計画)

第7条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して実施計画を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 森林施業の集約化に関する事項
- (4) 森林施業の方法に関する事項
- (5) 路網の整備及び管理に関する事項
- (6) 事業計画(区分別、年度別、施業種別)

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和6年10月1日を始期とし、神奈川森林計画区における国有林野施業実施計画の計画期間である令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了に当たっては、協定者間で協議の上、有効期間を5年間延長できるものとする。その際、延長した5年間の実施計画を新たに定めることとする。

(協定の変更又は廃止)

第9条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の内容変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の内容を変更又は協定を廃止することができるものとする。

(運営会議)

第10条 協定者は、この協定に掲げる事項を処理するため、協議の上、必要に応じて運営会議を開催するものとする。

2 運営会議は、第2条の本協定の目的達成に向け、第3条の連携・協力事項等について協議を行うこととする。

(協議)

第11条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、協定者が協議の上決定する。

以上、この協定の実施に当たっては、協定者が互いに信義を重んじて誠実に履行することを約し、各協定者署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月1日

神奈川県足柄上郡山北町 町長 湯川 裕司

神奈川県  
県西地域県政総合センター 所長 柳瀬 敦

王子木材緑化株式会社 代表取締役社長 小貫 裕司

林野庁 関東森林管理局  
東京神奈川森林管理署 署長 中村 隆史